

社会福祉法人博慈会 役員等報酬規程

目的)

第1条 この規定は社会福祉法人博慈会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には評議員会の定める総額の範囲内で、勤務形態に応じ次の通り報酬等を支給する。

常勤：週平均2日以上業務にあたる役員等については、月額報酬を支給する。

非常勤：その他の役員等については業務に応じ、日当として報酬を支給する。

- 2 常勤役員に対して賞与を支給する事が出来る。
- 3 3年以上の在任期間がある常勤役員を対象に在任期間に応じて退職慰労金を支給する。常勤役員として円満に任期を満了し、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(適用除外)

第3条 次の各号については前条の規定にかかわらず、報酬を支給しない。

- (1) 職員給与規程に基づき給与の支給を受けている者
- (2) 準職員雇用契約に基づき給与の支給を受けている者
- (3) 非常勤雇用契約に基づき給与の支給を受けている者
- (4) 嘱託職員雇用契約に基づき給与の支給を受けている者

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間540万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 常勤の役員等の報酬については、別表第1に定める額とする。
- 4 非常勤の役員等の報酬については、別表第2に定める額とする。
- 5 常勤の役員等の賞与については、別表第3で算定される範囲内で、評議員会が決定した額とする。
- 6 常勤の役員等の退職慰労金については、別表第4に基づき評議員会で決定した額とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が、役員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 役員等が、役員会に出席する場合の交通費については「社会福祉法人博慈会 出張旅費規程」第3条、第4条及び第6条に基づき別途支給する。
- 3 支給に当たっては事前に様式第2号「役員会等旅費申請書」に基づき算定する。
- 4 役員等が出張した場合の旅費等の費用弁償額及び費用弁償方法については別途「社会福祉法人博慈会 出張旅費規程」に定める通りとする。

(支給日)

第6条 第4条第1項に掲げる報酬の支給については、次の各号のとおり、支給する。

- (1) 報酬計算期間は当月1日から末日までとし、これを報酬計算上の1カ月とする。
 - (2) 支給日は翌月15日までに指定金融機関の口座に振込みを行う。
- 2 第4条第2項に掲げる報酬の支給については、次の各号のとおり支給する。
- (1) 会議等に出席した場合、支給計算の対象とする。
 - (2) 支給は会議に出席した都度、支給する。
 - (3) 自己の預金への振込みを申し出た場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みとする。
- 3 報酬等は、法令で定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第8条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

付則

この規程は、平成25年 9月14日から施行する。

この規定は、平成29年 6月23日より改正する。

この規程は、平成30年 3月23日に改正し、平成30年 4月 1日より適用する。

この規程は、令和 2年 11月1日より施行する。

この規程は、令和 3年 6月1日より施行する。

別表第1 常勤の役員等の報酬

役員種別	支給単位	報酬
理事長	月額	600,000円までの範囲内
理事	月額	40,000円までの範囲内

別表第2 非常勤の役員等の報酬

役員等種別	支給単位	報酬	備考
理事	日当	10,000円	源泉所得税控除後手取り額
監事	日当(監事会以外)	10,000円	源泉所得税控除後手取り額
	監事会	100,000円以内	源泉所得税控除後手取り額
評議員	日当	10,000円	源泉所得税控除後手取り額
評議員選任・解任委員(事務局は除く)	日当	10,000円	源泉所得税控除後手取り額

別表第3 常勤役員の賞与

役員種別	賞与(年額)の上限額
理事長	役員報酬月額 × 3
理事	役員報酬月額 × 2

※支給月は夏季が6月、冬季が12月とする。

※本表は年額を定めるものであり、夏季、冬季それぞれの支給額は評議員会で決定する。

別表第4 常勤役員等の退職慰労金

役員慰労金算定方式	最終役員報酬月額 × 在任年数 × 掛率
-----------	----------------------

※在任年数については最初の就任日より起算する。

※在任年数について1年に満たない期間は切り捨てとする。

※掛率は下表の通りとする。

退職慰労金対象期間	掛率
3年以上5年未満	0.7
5年以上10年未満	0.9
10年以上15年未満	1.0
15年以上20年未満	1.1
20年以上	1.5

※実績により掛率を変更することができる。